

## 法人ベース・レジストリの整備・運用のための 商業・法人登記情報等の提供運用要領

デジタル庁及び法務省は、標記要領を次のとおり定める。

### (登記情報等の提供)

第1条 法務省は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）及びデジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）並びに公的基礎情報データベース整備改善計画（令和7年6月13日閣議決定）に基づく公的基礎情報データベースのうち、商業・法人登記関係データベース（以下、「法人ベース・レジストリ」という。）の整備・運用のため、デジタル庁に対し、①商業・法人に関する登記情報及び②当該登記事項に付随する情報並びに③登記事務に用いる登記統一文字の字形情報及び文字属性情報のうち当該目的のために必要な情報（以下、①から③までを併せて「登記情報等」という。）を提供する。

### (登記情報等の範囲及び提供方法等)

第2条 登記情報等の範囲及び提供方法等の細目については、別途定める。

### (目的外使用の禁止等)

第3条 デジタル庁は、法務省から提供された登記情報等を、第1条に規定する目的以外に使用してはならない。

2 前項の目的を達成するため、デジタル庁は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、デジタル庁の情報セキュリティ及び行政文書管理に関する規程に基づき、法務省から提供された登記情報等を、適切に取り扱わなければならない。

### 附 則

第1条 法務省及びデジタル庁は、令和8年3月23日に、本要領の内容を相互に了解したことを確認する。

第2条 本要領は、令和8年3月24日から施行する。